

令和 8 年 8 月 24 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 10 の規定により、令和 8 年 8 月 24 日付けで下記のとおり、指定の一部の効力を停止しました。

記

1. 対象事業者

事業者名：有限会社 大東

2. 対象事業所

事業所名：グループホームほのぼの新館(事業所番号 4291200063)

サービスの種類：認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、
介護予防認知症対応型通所、介護予防認知症対応型共同生活介護

所在地：長崎県東彼杵郡東彼杵町平似田郷 2 3 4 2 番地 1

3. 処分内容

指定の一部の効力の停止 3 月

認知症対応型共同生活介護費、認知症対応型通所介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費の請求の上限を 7 割とする。

4. 指定の一部の効力の停止期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

5. 行政処分の理由

(1)虚偽報告(法第 78 条の 10 第 1 項第 9 号)

令和 7 年 11 月、法第 78 条の 7 第 1 項の規定に基づき提出を求めた勤務表にその事実を記載せず、実際の勤務状況と異なる内容を記載した書類を提出した。

(2)運営基準違反(法第 78 条の 10 第 1 項第 5 号)

令和 7 年 1 月から同年 10 月までの 1 件の事故について、町へ報告書の提出が無い。

(3)人格尊重義務違反(法第 78 条の 10 第 1 項第 6 号)

利用者に対し、心理的・身体的虐待にあたる行為があった。

(4) 介護給付費の不正請求(法第 78 条第 1 項第 8 号)

①令和 7 年 11 月、夜間に適切な介護業務が行われていない状況が確認されたが、その間も夜間支援体制加算Ⅰを請求していた。

②サービス提供体制加算Ⅲについて、要件把握を怠り要件を満たさないまま、令和 7 年 4 月提供分から令和 7 年 11 月提供分まで加算の請求を行っていた。

6. 経済上の処置

不正に請求を行い受領していた介護給付費を返還させるほか、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、当該返還金額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を請求する。

返還額 226,296 円（加算額 64,656 円を含む）